



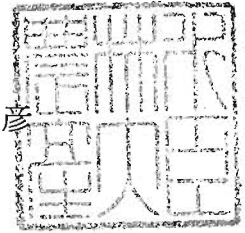
23消安第5200号

平成24年1月20日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定すること

1. エチオン
2. カルボフラン
3. キャプタン
4. ダイアジノン
5. ホスメット
6. ホレート
7. シハロトリン
8. ジクロルボス及びナレド
9. アラクロール

